

流28上流第12-01号の2の3

木津川上流流域下水道

木津川上流浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））仕様書

本仕様書は、浄化センターの下水処理過程で発生する下水汚泥を収集し、京都府（以下「委託者」という。）が指定する処理処分先（以下「運搬先」という。）へ運搬する収集運搬業務委託（以下「業務委託」という。）について定めたものである。

なお当該業務委託を受託した者（以下「受託者」という。）以外にも当該業務委託と同様な業務を受託している受託者がいる。

第1条 業務委託内容

1 業務委託する対象品目（汚泥形態）

下水汚泥（脱水）

以下「下水汚泥」と称する。

2 契約及び委託予定期間

（1）契約期間

契約締結日から平成29年3月31

日まで

（2）委託予定期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

3 契約期間内予定数量

契約期間内に収集運搬業務委託する予定数量は次のとおりである。

1, 400 t

なお、当該数量は本条第1項で示す汚泥形態での量である。また、見込み量であるため必ずしも全量を保証するものではない。

4 収集場所（下水汚泥積込場所）

相楽郡精華町大字下粕小字棕ノ木 地内 木津川上流浄化センター 汚泥処理棟

5 運搬先

当該業務を受託したグループ業者等が提出した入札参加資格審査申請書類調書記載の処理処分施設設置場所

なお、グループ業者等で十分協議し協力して業務を実施すること。

第2条 契約履行に関する条件

受託者は第1条に示す業務を履行するにあたり、次の条件を満たさなければならない。

1 収集運搬車両等について

使用する収集運搬車両（以下「車両」という。）はコンテナ又はダンプトラック仕様とし詳細は次のとおりである。

なお、コンテナを使用する場合、その運搬に自動車以外の車両（船舶・鉄道等）の使用を認める。

- (1) 呼称10t車以上の車両であること。
なお、呼称10t車とは最大積載重量10t前後の車両を言う。
また、重量は第1条第1項で示す汚泥形態での重量である。
- (2) 道路運送車両法に定める検査に適合し検査後改造していない車両であること。
- (3) 第1条第4項及び第5項で示す敷地・施設建屋内等に車両を進入させ、下水汚泥（固形分・水分問わず）を落下又は飛散させることなく搬出搬入が可能な車両形状であること。
- (4) 運搬ルート上における道路法並びに道路交通法等に定める制限内、制限外にあっては許可されている車両であること。
- (5) ダンピングが可能であること。
- (6) 落下及び飛散による下水汚泥の流出防止（固形分・水分は問わず）並びに臭気対策のため荷台部は次の要件を満たすこと。
 - ア. 天蓋・パワーシート等で荷台全部を覆うことが可能であること。
 - イ. 天蓋等の開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシート等で完全密閉が可能であること。
- (7) その他運搬先が示す仕様を満たしている車両

2 収集運搬について

- (1) 原則、土日祝日を含む毎日の収集運搬が可能とすること。
- (2) 原則、24時間こちらの指定時間に収集運搬が可能とすること。
- (3) 収集運搬日時及び1日又は1ヶ月あたりの収集運搬回数
詳細は、第1条第3項で示す契約期間内予定数量、指示時点での下水処理状況・運搬先の処理処分能力・運搬先の意見等々から総合的に判断して、別途監督職員が月間搬出計画書等で指示する。
指示するにあたって受託者は次の様な項目についての意見を述べる事が出来る。
委託者は下水汚泥の排出者としてこれらの意見を参考に指示する。意見は書面で行わなければならない。
 - ア. 車両状況等
 - イ. 収集運搬日時及び1日又は1ヶ月あたりの収集運搬回数等について、直接関係業務受託者間での調整した結果
 - ウ. その他受託者が特に述べたい意見また、変更指示をする場合は受委託者間で事前協議の上とする。
なお、緊急時においては事前協議なしに変更指示をする場合がある。
- (4) 契約にあたり契約月の指示は受委託者間協議の上、行う。
- (5) 1日あたりの収集運搬回数は本条第1項（1）で示す車両で次の回数を想定している。日あたり1～2回。
- (6) 収集運搬日時・回数・量等は下水処理状況又は下水処理設備の点検・整備・修繕・新改築工事、事故故障、運搬先の都合等により変動し監督職員の指示と異なる場合があるので注意すること。
- (7) 契約書第8条で示す、やむを得ない事由とは次のようなことを想定している。
 - ア. 運搬設備（運搬ルート上での下水汚泥の積み替え設備や車両・船舶・鉄道等）が故障や事故（運搬ルート上の交通事故等も含む）等のため一時的に

稼働停止し業務遂行が一時的に出来なくなった場合。

イ. 収集運搬を適切に行うに必要な最低限の計画的かつ一時的な運搬設備保守点検作業等のため業務一時停止となった場合。

ウ. その他、委託者が認めた場合。

この場合、同条で示す影響が最小限となるような努力（以下「最小限化努力」という。）とは、すみやかに業務再開が出来るよう業務一時停止になった原因を取り除く取り組み、受託者が保有し当該業務委託契約条件等を満たす他の手段の使用、受託者自らが再委託先を確保する取り組み、等々を指す。（以下「再委託先確保等」という。）

第3条 法令等遵守事項

受託者は以下の法令等を遵守し不法行為をおこなってはならない。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令。
- 2 第1条第4項及び第5項に示す場所の自治体の条例
- 3 道路交通法等の運搬関係法規。

特に、自動車検査証に記載している最大積載量（以下「車検証記載最大積載量」）を超えて運搬しないこと。

なお、コンテナ仕様の車両を使用する場合はコンテナ重量に下水汚泥重量を加えた重量が車検証記載最大積載量を超えて運搬しないこと。

- 4 自動車以外の車両（船舶・鉄道等）を使用する場合はそれら関係法令。
- 5 その他関係法令

第4条 その他注意事項

- 1 第1条第4項及び第5項で示す収集場所及び運搬先の敷地内並びに運搬ルートの道路等（航路・鉄道含む）の利用者と、これらの近隣関係者等とトラブルが生じないように十分注意し、安全な運搬に努めること。

（1）第三者との間にトラブル（交通事故含む）が生じた場合、すみやかに自らの責任で対処し、必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を書面にて報告（速報としての電話等の口頭やメールは可）しなければならない。

（2）運搬中、第1条第4項及び第5項で示す収集場所及び運搬先の敷地内並びに運搬ルート上に下水汚泥を落下又は飛散させないこと。万一、落下・飛散させた場合は、すみやかに、清掃・消毒・消臭し、運搬ルートの管理者等（例えば道路管理者）や必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を書面にて委託者に報告（速報としての電話等の口頭やメールは可）すること。

- 2 業務委託している汚泥に異物混入があると処理処分及び処理処分過程で実施する下水汚泥成分分析に支障を来す恐れがある。よって、原則、使用する車両は下水汚泥専用とする。また、車両の部品が荷台に落下しない様に定期的に車両点検し、下水汚泥を積込前に荷台内に異物がないか必ず目視点検し必要に応じて清掃すること。

- 3 収集運搬量は、その都度トラックスケール等で計量すること。なお、日収集運搬量はその合計値とする。

- 4 次のような場合に運搬先が変わる場合があるので、協議の上、変更契約をする。

受託者は協議において変更契約を拒否することが出来る。なお、変更契約締結を拒否した場合は今後の入札に関して不利益を与えないが、当該収集運搬業務委託契約を解除する場合がある。

(1) 別途契約している運搬先と契約解除し新たな運搬先と契約した場合

(2) 別途契約している運搬先との契約はそのまま、一時的に新たに別の運搬先と契約した場合

5 第1条第5項で示す運搬先の搬入受入可能日は、原則、毎日とし、詳細の日時（以下「運搬先搬入受入日時」という。）は別途監督職員が事前指示することとしている。

なお、緊急時においては事前協議なしに運搬先搬入受入日時以外の日時を指示する場合がある。

6 指示する収集時間又は運搬先の都合や運搬ルート of 交通事情等で本条第5項で示す搬入受入日時に搬入できない場合があれば搬入時間調整を行うこと。

なお、搬入時間調整をするにあたっては廃棄物処理法や道路交通法等々関係法令に抵触しないようにし、第三者とトラブルを起こさないようにすること。

7 業務実施にあたっては別途契約している関係業務受託者と十分協議し協力すること。特に、収集及び搬入の予定時間については十分に調整を行い、運搬ルートの交通事情等で予定時間がずれる場合は連絡し予定時間調整等の対応をすること。

8 第2条第2項（7）で示す、やむを得ない事由で収集運搬が出来ない（以下「業務一時停止」という。）ことが判明した場合はすみやかに契約書第8条に示すとおり、その事由と業務一時停止期間（日時）を書面で届け出て説明し委託者の了解を得なければならない。業務一時停止期間（日時）がおおよそであればその旨を明記すること。

委託者は届け出内容が最小限化努力を行っているとは認められない時は届け出を了解しない。その場合は、契約の変更または解除することがある。

9 再委託先確保等最小限化努力を行っても、業務一時停止が避けられないとなった場合は、協議の上、第2条第2項（3）で示す指示をしない又は変更契約をする場合がある。

なお、業務一時停止期間及びその前後期間に委託者が受託者に指示せず別の収集運搬者に収集運搬の指示をしても異議申し立てをしないこと。

第5条 提出書類

1 契約時に提出する書類

(1) 入札説明書、仕様書、契約書で示す契約時に提出する必要がある書類

産業廃棄物収集運搬業許可証の写しについては発着地ともに提出すること。

(2) 貨物自動車運送事業法による許可証の写し

(3) 車両明細

ア. 第2条第1項（2）の車両だと証明出来る自動車検査証の写し

イ. 覆蓋・開閉扉等荷台構造が本仕様書に定めた条件を満たすことを証明する書類（当該部の写真等）

(4) 作業計画書

作業計画書には次の記載をすること。

ア. 受託業務概要

イ. 運搬体制表及び窓口等連絡先

緊急時に委託者から連絡する場合の窓口等連絡先で夜間休日も含む
ウ. 緊急時の体制
収集運搬搬入時に公害、事故、故障等、緊急時の受託者内の連絡網含む
イ. 運搬体制表及び窓口等連絡先と兼ねても良い。

- (5) 運搬に船舶・鉄道を使用する場合は関係法令等に必要な書類
- (6) 運搬先または運搬先の自治体が求める書類
- (7) その他必要な書類

なお、以上の書類の内、受託者が入札参加資格確認申請時に提出した書類については提出を免除する。

2 委託料請求時に提出する書類

- (1) 実績報告書
- (2) 請求書
- (3) 電子マニフェストの処分終了報告

第6条 再委託

- 1 受託者は、廃棄物処理法第14条第16項のただし書きにより本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令の規定により、「再委託承諾願」を事前に提出し、府の承諾を得ること。また、「再委託承諾願」には再委託先に関する第5条第1項に示す書類を添付すること。
- 2 再委託が廃棄物処理法及び関係法令、本委託契約（本仕様書含む）にもとづいているかの確認を目的に受託者は再委託契約後すみやかに再委託契約書の開示及び写しの提出を求める。なお、目的に対して必要ない部分の開示及び写しの提出は不要とする。
- 3 受託者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本仕様書及び契約内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。
- 4 受託者は、再委託する内容に変更が生じた場合、直ちに府の承諾を得て、変更後の内容で本条第1項及び第2項の手続きを行うこと。

第7条 マニフェスト

電子マニフェストのJWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

第8条 その他

本仕様書に定めのない事項は、受委託者間で協議の上、監督職員が指示する。